

総 則

NSSA

日本学生サーフィン連盟

日本学生サーフィン連盟結成の趣意書

日本学生サーフィン連盟は1970年日本サーフィン連盟学生支部として誕生し、7年間にわたり活動してまいりましたが、加盟校・会員数の増加にともない、アマチュアスポーツの一団体として独自の運営・活動を行なうために、1977年に日本学生サーフィン連盟として、発足・結成されました。

その骨子なるものは飽くまでも各学校の一団体としての活動であり、サーフィンを通じて海への関心を高め、健全な身体の育成を図るとともに、学外および学内における親睦を目的とし、併せて海岸の清掃等、自然保護運動の協力および水難救助をはじめとする日本赤十字社の活動への積極的参加にあります。

新しいスポーツのアマチュア精神を涵養し、斯界の正しい発展推進のために発足した次第であります。

日本学生サーフィン連盟

総 則

(名 称)

第1条 本団体の名称は日本学生サーフィン連盟とする。海外にしては、
Nippon Student Surfing Association とする。略称はNSSAとする。

(目 的)

第2条 本団体は、我が国における学生サーフィン界を統轄し、代表する唯一の団体として学生サーフィンの振興をはかり、学生サーフィンの健全な発達に寄与し、各学生サーファーおよび学生サーフィンプラブの発展と保護を目的とする。

(協 力)

第3条 本団体は、日本サーフィン連盟(NSA)の下に7年間学生支部として活動してきた。その実績を踏まえて本団体発足後もNSAの要請に対しては全面的に協力し、ともに我が国のサーフィンの発展に努力し協力を惜しまない。

(事 務 所)

第4条 本団体は、事務所を東京都新宿区坂町26番地ヴィップ第2四谷202号
電話 03-5366-3165 に置く。

(事 業)

第5条 本団体は、第3条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 全日本学生サーフィン選手権大会(春・秋)の開催およびその競技会の開催。
- (2) サーフポイントおよびサーフィン用具の設定。
- (3) 学生サーフィンに関する競技規則および大会運営準備の制定。
- (4) 学生サーフィンに関する年鑑その他刊行物の発行。
- (5) その他水難救助をはじめとする日本赤十字社の活動への全面的協力。
- (6) 海岸の清掃および自然保護のための企画。
- (7) 遊泳者保護および海浜地区におけるマナーの確立。

(組 織)

第6条 本団体は、次の役員を置くことができる。

- (1) 理事長、常務理事、理事。
- (2) 顧問、相談役。
- (3) 常任理事、幹事。
- (4) 大学代表者委員 (CCU:コミッティ・キャプテン・オブ・ユニバーシティー)

(選 出)

第7条 常任理事および幹事は大学代表者委員会で選出し、本団体を執行する。理事は常任委員会の推薦によって決定する。
理事は機関として理事会を形成し、互選により理事長および常任理事を選出する。

(諮 問)

第8条 大学代表者委員は顧問・相談役、顧問は相談役常任委員の依頼に対して適切な助言をする。

(決 定)

第9条 大学代表者委員会は、全大学の2/3以上の出席によって成立し、議決は大学代表者委員の過半数の賛成によって決定する。
なお、重要議題については2/3の賛成を必要とする。ただし、初年度に当たっては全員一致を原則とする。

(任 期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(解 任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するときは、大学代表者委員会の決定により解任することができる。ただし、定足数他は重要課題とする。
(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(各 部)

第12条 大学代表者委員会、常任委員会および理事会は次の各部局を決定する。
なお、各部には1名以上の大学代表者委員が加わることを必須とする。
総務部、ジャッジ部、指導部、事業部、広報・企画部、調整部、統制部、会計部。

(資 格)

- 第13条 (1)各大学において大学サーフィンクラブを構成し、クラブに所属していること。なお、クラブはキャプテンを選出し、原則として学校にクラブ団体を登録していること。
- (2)年会費を納入すること(入会金 1,000 円、年会費 4,000 円)。
- (3)大学代表者は、大学クラブでキャプテンに選出されたもの、代議員として選出されたものおよびクラブ推薦のOBとする。代議員は5名に1名の比率とする(委員会へのオブザーバーの参加を妨げない)。
- (4)役員は大学代表者委員会の委員および大学代表者委員会の推薦のものの中から選出する。
- (5)初年度登録大学は1年間準加盟校として登録でき、2年目より加盟大学として大学代表者委員会、常任理事会および理事会で認められる。

(罰 則)

- 第14条 大学代表者委員会および会員が次の各号に該当するときは、大学代表者委員会
は統制部の具申に基づき罰則を発動する。
- (1)本団体の登録員として義務に違反したとき。
- (2)本団体の名誉を傷つけ、または本団体の目的に違反する行為があったとき。
- 罰則は次の4段階とする。
1. 大会出場停止
 2. 登録停止
 3. 登録資格剥奪
 4. 除名
- ただし、罰則は重要議題とする。

(その他)

- 第15条 本団体の目的を遂行するために必要な事項については、大学代表者委員会、常
任委員会および理事会の提案に基づき、大学代表者委員会において決定する。

前記の条文を総則として決定する。